

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画

テックワン株式会社

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用管理の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日までの 5年間

2. 内容

女性活躍推進法に基づく目標：
現場職、技術職、営業職に女性を各1名以上登用する。

<取組内容>

- 令和4年 4月～ 体力的負荷がある作業に対応させることができる環境を整備する。
資格取得や技術職としての知識、経験値を向上させるために、研修の参加を積極的に進める。
営業職の職務内容を積極的に発信する。

次世代育成支援対策推進法に基づく目標：
育児休業取得率を以下の水準以上となるように計画的に支援する。
女性社員・・・90%以上
男性社員・・・20%以上

<取組内容>

- 令和4年 4月～ 改正「育児介護休業法」及び当社の「育児介護休業規則」の内容について社員への周知を図る。
- 令和4年 4月～ 制度に関する説明資料を作成し、会議等で説明を行う。
- 令和4年 4月～ 様々なハラスメントが起こらないように社内への周知や研修等を実施する。
- 令和4年 4月～ 育児介護休業取得希望者の休業の取得と職場復帰を支援するため、面談等を行い制度の説明し、取得の意向の確認を行う。
- 令和4年 10月～ 利用状況を会議などで報告し、課題の分析と対応案を検討する。

以上